平成２８年（フ）第８１６２号
東京都足立区花畑４丁目23―５―303
破産者　石井　三男
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２９３号
東京都渋谷区笹塚３丁目４―２―306
破産者　小林　記子（開始決定時の姓山本・旧姓野村）
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４０４号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目22―１―904
破産者　上田　泰人
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４５号
東京都世田谷区喜多見４丁目６―17―202
破産者　石井　　洋
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６３６号
東京都西東京市田無町７丁目17―46　クレセントハイツ本町Ⅱ302
破産者　高須　暢哉
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６７１号
東京都大田区久が原１丁目21―18
破産者　須藤　政智
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７３８号
東京都板橋区板橋４丁目18―５―303
破産者　山中　雅昭
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９３１号
東京都世田谷区成城５丁目16番９号
破産者　株式会社ＨＩＴ
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０８９号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目10番７号
破産者　株式会社成門
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９０号
東京都墨田区江東橋３丁目５番19号
破産者　興和開発株式会社
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９１号
東京都江戸川区鹿骨４丁目12―８―２Ｆ、開始決定時の住所東京都江戸川区大杉４丁目１―13―1001
破産者　宮元　　勉
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９２号
東京都江戸川区東小松川２丁目26―12―301
破産者　内田　宏晃
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１７号
東京都千代田区東神田２丁目１番８号
破産者　日本エスジェイ株式会社
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２９６号
東京都八王子市中野上町１丁目11番４号
破産者　株式会社東海産業
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２９８号
東京都世田谷区深沢５丁目１番20号
破産者　株式会社オーデイオサービス
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２９９号
東京都江東区東砂２丁目13―３―210
破産者　中村　　孝
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３３８号
千葉県船橋市芝山５丁目43―11
破産者　移川　清司
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３４０号
千葉県船橋市芝山５丁目43―11
破産者　移川　太一
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３８１号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17番２号ライオンズマンション日本橋207、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17番２号
破産者　株式会社経済ルック
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４６２号
東京都八王子市散田町３丁目１―４―801
破産者　工藤　哲人
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４６４号
東京都江東区豊洲３丁目５番３号
破産者　株式会社ＡＭＢＥＲ　ＴＯＫＹＯ
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４６５号
千葉県茂原市緑ケ丘５丁目５―８
破産者　篠宮　達雄
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部